

本市では、未来を担う子どもが、温かい心や元気なからだ、豊かな才能を持ち、自らの将来に向かい夢を持って行動することができるよう、「いのちの尊厳を根底に据えた心の教育」の充実に取り組んでいる。全ての子どもは、その一人一人がかけがえのない存在であり、社会全体でその健やかな成長を支援しなければならない。

いじめは、子どもの尊厳を脅かし、心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。こうしたいじめから子どもを守るためには、いじめは、いつでも、どこでも、だれにでも起こり得るという共通認識のもと、いじめを「しない、させない、許さない」取り組みが必要である。

こうした趣旨のもと、子どものいじめ防止についての基本理念を明らかにし、子どものいじめ防止のための施策を推進していくために、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、いじめの防止等のための対策について基本理念を定め、市、学校、保護者等の責務を明らかにし、いじめの防止等の対策について基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの防止及び早期発見並びにいじめへの対処をいう。
- (3) 法 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）をいう。
- (4) 学校 新庄市立学校設置条例（昭和46年条例第12号）第2条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校をいう。
- (5) 子ども 学校に在籍する児童及び生徒その他これらの者と等しくいじめの防止等の対象と認めることが適当である者をいう。
- (6) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の子どもを現に監護する者をいう。
- (7) 市民 本市の区域内に居住し、勤務し、又は通学する者をいう。
- (8) 事業者 本市の区域内で事業活動を行う個人、団体及び法人をいう。
- (9) 関係機関等 警察、児童相談所その他の子どものいじめの問題に関係する機関及び団体をいう。

(基本理念)

第3条 市、学校、保護者、市民、事業者及び関係機関等は、いじめは子どもの尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識のもと、それぞれの責務を自覚し、主体的かつ積極的に相互に連携していじめの防止等に取り組まなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 子どもは、いじめを行ってはならない。

(市の責務)

第5条 市は、国、県、学校及び市民と連携し、いじめの防止等に関し必要な施策を講じなければならない。

(学校の責務)

第6条 学校は、在籍する子どもの保護者、市民及び関係機関等との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない。

2 学校は、在籍する子どもがいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

(保護者の責務等)

第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する子どもがいじめを行うことのないよう、当該子どもに対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する子どもがいじめを受けた場合には、適切に当該子どもをいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、県、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第8条 市は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、新庄市いじめ防止基本方針を定めるものとする。

第2章 新庄市いじめ問題対策連絡協議会

(連絡協議会の設置)

第9条 法第14条第1項の規定に基づき、新庄市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

(連絡協議会の所掌事務)

第10条 連絡協議会は、法第14条第1項に規定する関係機関等の連携その他いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項に関し、連絡及び協議を行う。

(連絡協議会の組織)

第11条 連絡協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 連絡協議会の委員（以下この章において「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校の教職員
- (2) 保護者
- (3) 児童相談所の職員
- (4) 人権擁護委員
- (5) 山形県警察の職員
- (6) 教育委員会事務局の職員
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 特定の職により委嘱され、又は任命された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第12条 連絡協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理し、及び会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(連絡協議会の会議)

第13条 連絡協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていない

いときは、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

(守秘義務)

第14条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第15条 この章に定めるもののほか連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定める。

第3章 新庄市いじめ問題対策専門委員会

(専門委員会の設置)

第16条 法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、新庄市いじめ問題対策専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(専門委員会の所掌事務)

第17条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事務を行う。

- (1) いじめの防止等のための対策に関する調査及び審議
- (2) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係等の調査

(専門委員会の組織)

第18条 専門委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 専門委員会の委員（以下この章において「委員」という。）は、教育、法律、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第19条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理し、及び会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第20条 特別の事項を調査及び審議させるため委員長が必要と認めるときは、専門委員会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、教育委員会が委嘱をしたときから当該調査及び審議が終了したときまでとする。

(専門委員会の会議)

第21条 専門委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、教育委員会が招集する。

2 専門委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 専門委員会の会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第22条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第23条 この章に定めるもののほか専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

第4章 新庄市いじめ問題再調査委員会

(再調査委員会の設置)

第24条 法第30条第2項の規定に基づき、新庄市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

(再調査委員会の所掌事務)

第25条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について必要な調査を行う。

(再調査委員会の組織)

第26条 再調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 再調査委員会の委員（以下この章において「委員」という。）は、教育、法律、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、市長が委嘱したときから当該諮問に係る調査が終了したときまでとする。

(準用)

第27条 第19条から第23条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第20条第2項及び第3項並びに第21条第1項ただし書中「教育委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。（平成26年12月15日）

(新庄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 新庄市特別職の職員の給与に関する条例（平成2年条例第1号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成27年12月条例第26号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。